

総務委員会資料

2 所管事務の調査（報告）

(1) 地域交流農園の貸付料の改定について

資料 1 地域交流農園の貸付料の改定について

経済労働局

令和6年10月31日

総務委員会資料

地域交流農園の貸付料の改定について

1 概要

- 本市が開設している地域交流農園については、受益者負担の下で施設の整備等を行っているが、昨今の資材費や人件費等の高騰並びに共有設備等の老朽化に伴い、必要な整備や補修が困難であることから、施設を安全かつ良好に維持できるよう貸付料の改定を行うものである。

2 地域交流農園について

(1) 地域交流農園とは

- 地域交流農園は、「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律」に基づき、市が農地所有者から無償で農地を借り受け、開設している区画貸し農園で、市が管理運営を行う市民農園と異なり、利用者が加入する利用者管理組合が共有部の管理や利用者同士の交流等の役割を担っている。
- 令和 6(2024)年 10 月 1 日現在、市民農園及び地域交流農園は、幸区に市民農園が 1 農園、中原区、高津区、宮前区、麻生区の各区に地域交流農園が 1 農園ずつ所在している。【表 1】
- 本市では、平成 28 (2016) 年 3 月策定の川崎市農業振興計画に基づき、市民農園の農地所有者の同意が得られたものから順次、地域交流農園への転換を進めており、令和 7(2025)年度の小倉市民農園の地域交流農園への移行により、市開設の 5 か所の農園すべてが地域交流農園となる。
- 市内全域では、家庭菜園等の余暇を楽しむための市民向けの農園が令和 5 (2023) 年 3 月末時点で 57 か所・86,467 m²が開設され、このうち、52 か所は農家や JA セレサ川崎、民間事業者が開設しており、これらの農園により、農地の保全及び活用、並びに市民が農に親しむ機会の提供に寄与している※。

※神奈川県「市民農園市町村別開設状況」(令和 5 年 3 月末調査)

【表 1】市民農園・地域交流農園一覧〈令和 6 (2024) 年 10 月 1 日現在〉

区分	農園名称	所在区	面積(m ²)	区画数	現在の利用期間
市※	小倉市民農園	幸区	1,425.00	91	令和 5・6 年度
地※	上小田中地域交流農園	中原区	1,458.00	101	令和 5・6 年度
地	上作延地域交流農園	高津区	1,044.00	60	令和 5・6 年度
地	菅生地域交流農園	宮前区	852.09	40	令和 6・7 年度
地	千代ヶ丘地域交流農園	麻生区	1,999.00	127	令和 5・6 年度
計			6,778.09	419	

※市＝市民農園

地＝地域交流農園



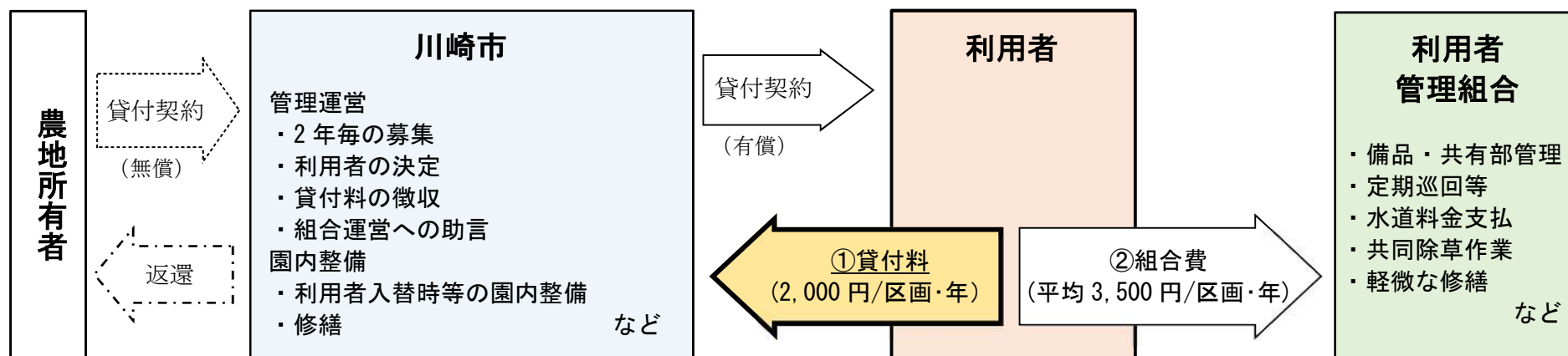
(2) 地域交流農園の運営スキーム

- ・市民農園は、市が管理・運営主体となるのに対し、地域交流農園は、利用者が利用者管理組合に加入し、農園の維持管理を行う。【表2】
- ・市は、利用者からの貸付料を基に、地域交流農園全体で共通する管理運営や、園内整備等を行う。【図1】
- ・利用者管理組合は、利用者からの組合費を基に、農園の維持管理のための備品や共有部の管理、水道料金の支払い等を行う。また、利用者同士の交流促進のため、農園ごとに共同除草作業や収穫祭等の交流企画を行っている。【図1】

【表2】市民農園と地域交流農園の違い

項目	市民農園	地域交流農園
開設者	市	市
管理・運営主体	市	利用者管理組合
利用料／年	貸付料：8,000円（市）	貸付料：2,000円（市） 組合費：平均3,500円（各組合による）
1区画面積	10㎡	10㎡
備品・共有部管理	市	利用者管理組合
定期巡回、利用の注意喚起	市	市、利用者管理組合
水道料金支払		利用者管理組合
利用者入替時の募集事務	市	市
利用者入替時の園内整備		
修繕	市	市（掘削工事を伴う修繕等） 利用者管理組合（軽微な修繕）
利用者同士の交流企画	－	利用者管理組合 例）共同除草作業、収穫祭

【図1】地域交流農園の仕組み



3 市民農園事業費について

(1) 直近4年間の推移

- ・令和3(2021)年度から令和6(2024)年度にかけて、2農園（千代ヶ丘、上小田中）の地域交流農園への移行が完了し、利用者による自主的な管理運営が進んでいる。
- ・共有設備（看板等）の老朽化が進んでおり、撤去や更新等が課題となっている。【参考写真】
- ・事業費については、延べ1,938区画の管理運営に年平均614千円、利用者入替時の園内整備に年平均1,297千円の支出が見込まれている。



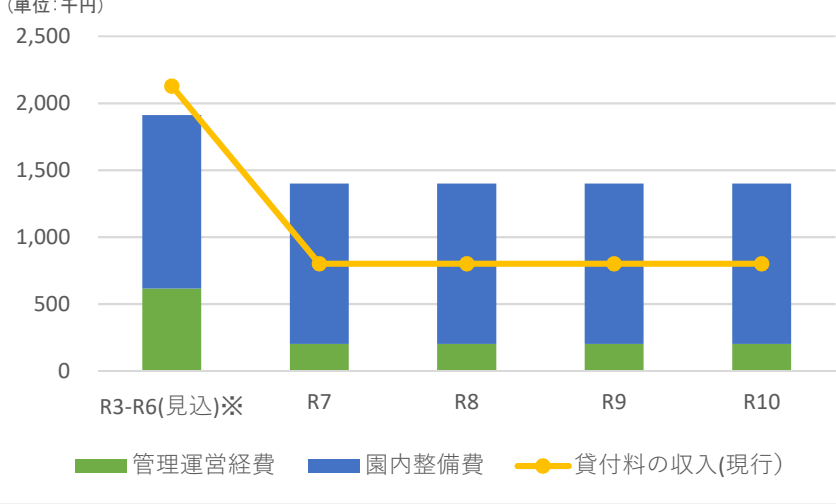
【参考写真】老朽化が進む共有設備（看板等）の例

【表3】

(2) 今後4年間の見通し

- ・令和7(2025)年度に小倉市民農園が地域交流農園へ移行することにより、市が開設する5農園すべてが地域交流農園となる。
- ・事業費の推計については、地域交流農園への移行に伴い、管理運営経費が直近4年間の平均より減少するが、園内整備費については、資材費や人件費等の高騰や、新たに共有設備（看板等）の老朽化対策の費用が増えることから、事業費全体としては、現行の貸付料の収入を上回ることが見込まれる。【表3】
- ・園内整備費の増額に伴い、現行の貸付料の場合、4年間で約2,400千円、1区画当たり年約1,500円の不足が見込まれる。【表4】

【表3】 今後4年間の事業費の推計



※令和3～6年度の事業費の年平均。南生田市民農園閉園に伴う整備費を除く

【表4】 園内整備の予定内容及び1区画当たりの園内整備費の増額見込みについて

項目	整備予定内容	現行の貸付料の収入 に対する増額見込	延べ区画数 ※1	1区画当たりの 増額見込み/年度
園内整備	利用者入替時の園内整備（残存物処理等）、 共有設備（看板、柵等）の修繕など	約2,400千円	1,600区画	約1,500円/年度

※1 千代ヶ丘地域交流農園については、園内の利便性及び安全性の向上のため、現在の127区画から108区画に変更し、5農園の総区画数は400区画とする。延べ区画数：全地域交流農園區画数400区画×4年度＝1,600区画。

4 貸付料について

(1) 貸付料の改定について

園内整備費の増加が見込まれるため、貸付料の改定を行い、安定的な農地の保全及び活用、並びに市民が農に親しむ機会を引き続き提供していく。

貸付料の改定に当たっては、利用者負担の大幅な増額を緩和するため、「使用料・手数料の設定基準」（令和元年11月改定、川崎市）の改定・新規設定に係る経過措置に準拠することとし、現行の2,000円の1.5倍を超えない範囲として、貸付料を3,000円へ改定する。
【表5】

【表5】 現行の貸付料及び改定額

現行の貸付料	改定額	増額分
2,000 円/年度	3,000 円/年度	1,000 円/年度(1.5 倍)

【図2】 利用者負担全体の見込み

- ・ 貸付料を3,000円に改定することにより、令和7(2025)年度以降は、組合費を含め、1区画当たり平均6,500円の見込みとなる。【図2】
- ・ 利用者管理組合の組合費（※）は、前年度の収支や事業計画内容を踏まえ、各利用者管理組合の総会で決定されるため、増減がある。

● 現 行

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担(1区画当たり)} \\ \hline \text{平均 5,500 円/年度} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【市】貸付料/年度} \\ \hline \text{2,000 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{【利用者管理組合】組合費/年度} \\ \hline \text{平均 3,500 円※} \\ \hline \end{array}$$

● 改定後

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{利用者負担(1区画当たり)} \\ \hline \text{平均 6,500 円/年度} \\ \hline \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{【市】貸付料/年度} \\ \hline \text{3,000 円} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{【利用者管理組合】組合費/年度} \\ \hline \text{平均 3,500 円※} \\ \hline \end{array}$$

(2) 改正貸付料の適用開始時期

次期利用期間に合わせて適用を行う。

- ・ 小倉、上小田中、上作延、千代ヶ丘：令和7(2025)年度利用開始分から
- ・ 菅生：令和8(2026)年度利用開始分から